

令和6年度より

嘉麻市

国民健康保険税が変わります

嘉麻市の国民健康保険税は、令和5年度までは所得割・資産割・均等割・平等割の4方式により算定していましたが、令和6年度より資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割の3方式で算定することとなりました。また、算定方式の変更にともない、均等割・平等割の金額の変更を行いました。

なぜ資産割を廃止するの？

昔の国民健康保険加入者は自営業や農林水産業者が多く、その方々が持つ固定資産も事業用のものが多かったため所得割と同じく、負担能力があるとみなし、固定資産税の金額の一部が国税として賦課されていました。

しかし近年、**固定資産は事業用ではなく、居住用として所有している方が多くなり**所有しているからといって必ずしも負担能力があるとは限らないようになってきました。また、福岡県内でも国民健康保険税の金額が統一される見込みであり、統一された後は、資産割が採用されない予定であることから資産割を採用する自治体が減っており、嘉麻市も**令和6年度から資産割を廃止**することとなりました。

※**資産割**…嘉麻市内に所有する土地および家屋に対する固定資産税額×資産割税率

令和6年度からの嘉麻市の国民健康保険税率（年額）

	医療分			支援分			介護分		
	改正前	改正後	差額	改正前	改正後	差額	改正前	改正後	差額
所得割	8.50%	8.50%	変更なし	3.50%	3.50%	変更なし	1.50%	1.50%	変更なし
資産割	30.00%	—	廃止	20.00%	—	廃止	—	—	変更なし
均等割	20,000円	23,000円	+3,000円	6,500円	7,500円	+1,000円	10,500円	12,000円	+1,500円
平等割	23,000円	26,500円	+3,500円	6,500円	7,500円	+1,000円	—	—	変更なし

※令和6年度の国民健康保険税納税通知書は、6月上旬に送付します。

- **所得割**…世帯の前年中の所得に応じて計算するもの
- **資産割**…世帯の固定資産税に応じて計算するもの
- **均等割**…加入者1人あたり一律に負担するもの
- **平等割**…1世帯あたり一律に負担するもの

国民健康保険税の軽減について

国民健康保険税の額を算定する際、前年中の所得が基準を下回る世帯については保険税の均等割・平等割額の7割、5割又は2割を軽減しています（申請は不要です）。

しかし、軽減を受けるには世帯の合計所得額で判定するため、世帯内に所得不明者がいる場合、保険税の軽減が適用されませんので忘れずに申告を行きましょう。

それ以外に未就学児がいるご家庭への軽減（申請は不要です）、出産される予定や出産された方への軽減（申請が必要です）が適用されます。詳しくはお問い合わせください。

- 問／国民健康保険税の制度に関すること……市民課 医療保健係 ☎42-7468
- 国民健康保険税の賦課に関すること……税務課 市民税係 ☎42-7421